

《 府中町に転入された人へ 》

R8.4.1現在

●転入届を提出してください

住民票の住所を府中町に移すには、前住所地の自治体で転出の手続きをした後、府中町で転入届を提出してください。

前住所地で転出届の提出

- 府中町に住み始める14日前から住み始めて14日後までの間に転出届を提出してください。
- 「転出証明書」が発行されます。「転出証明書」は、転入届に添付する必要があります。
- ※有効なマイナンバーカードをお持ちのときは、カードで転入手続きをするため「転出証明書」は発行されません。

府中町で転入届の提出

- 転入の手続きは、府中町役場2階住民課（電話 082-286-3151）、マイ・フローラ南交流センター（府中南交流センター）（鹿籠一丁目21番3号、電話 082-286-3251）で受け付けをしています。
- 予定の日付（未来日）で転入手続きをすることはできません。
- 府中町に住み始めた日から14日後までに転入届を提出してください。

【転入届に必要なもの】

- ・ 窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・ マイナンバーカード（転入する人全員分。紛失の場合は紛失届の提出等が必要です）
- ・ 前住所地の自治体が発行した「転出証明書」（マイナンバーカードを利用して転入手続きをする場合は転出証明書は不要ですが、マイナンバーカードの提示と暗証番号の入力が必要です）
- ・ 在留カードまたは特別永住者証明書（同時に転入する外国籍の人全員分が必要です）
- ・ 委任状（本人または府中町で同じ世帯になる人以外が手続きをするとき必要です）
- ・ 転入届の提出時に、あわせて印鑑登録や電子証明書の発行など他の手続きをする場合は、下記及び裏面以降に記載の「転入に伴う手続き」や「転入の際に必要な手続き等」をご覧ください。必要なものをお持ちください。

※ 転入届は、本人または府中町で同じ世帯になる人が提出してください。本人や同じ世帯の人が手続きをすることができず代理人に頼む場合は、委任状が必要です。

※ 代理人が手続きする際や手続きの内容によっては、印鑑（朱肉をつかうもの）が必要な場合があります。

※ 子どもの予防的支援事業（児童の健全な育成及び予防的支援の取り組み）を行うために子育て支援課に個人情報を提供しますが、目的外には利用しません。

転入に伴う手続き

転入の際に役場2階住民課またはマイ・フローラ南交流センターで必要となる手続き等には、次のようなものがあります。

●マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人は

有効期限内のカードをお持ちで継続利用を希望する人は、継続利用の申請をしてください。継続利用の処理の後、府中町の住所をカードに記載してお返しします。

【必要なもの】 マイナンバーカード、カードの暗証番号（数字4桁）、
代理人の顔写真付き本人確認書類（同じ世帯になる人に手続きを委任する場合）

※ 本人による手続き、または府中町で同じ世帯になる人が手続きをする場合（本人の正しい暗証番号がわかるときに限る）のみ、当日中に手続きが完了します。

●コンビニ交付の利用は

コンビニ交付は、転入届を提出し、府中町役場2階住民課またはマイ・フローラ南交流センターでカード継続利用の手続きをした日の翌日、午前9時以降から利用できます。（変更後の証明書がすぐに必要な場合は、転入届を提出するときに請求してください）

※ 転入届と一緒に婚姻届や転籍届等の戸籍の届け出をしたとき及び戸籍の附票については、転入届の提出日から1週間程度後からコンビニ交付の利用が可能になります。詳しくは住民課にお問い合わせください。

裏面へ続きます

●印鑑登録をする人は

前住所地の印鑑登録は失効します。必要な人は、新たに府中町で印鑑登録申請をしてください。

【必要なもの】 登録する印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

※ 当日、印鑑登録を完了させるためには別に要件があります。

※ 本人が窓口に来ることができない場合は委任状(印鑑登録用)が必要です。また、印鑑登録証及び印鑑登録証明書(即日交付はできません)。

●電子証明書の発行を申請する人は

以前の署名用電子証明書は失効します。電子申請(e-Tax、ふるさと納税等)で署名用電子証明書が必要な人は、府中町で転入手続き後にカードの継続利用の手続きをし、新たに発行申請をしてください。

【申請者】 原則、電子証明書記載の本人となります。ただし、府中町で同じ世帯になる人の電子証明書については、転入届と同時に下記の必要書類等を持参している場合に限り代理で申請することができます。

【必要なもの】 マイナンバーカード、マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)、署名用電子証明書の暗証番号(6桁以上16桁未満の英数字)

(府中町で同じ世帯になる人に転入届と同時に発行手続きを委任する場合は上記に加え下記も必要) 本人が署名または記名押印した委任状と正しい暗証番号を記載し封筒に入れ封をした書類、代理人の顔写真付き本人確認書類

利用者証明用電子証明書は、府中町で転入手続き後にカードの継続利用の手続きをすると引き続き使えます。

【住民課またはマイ・フローラ南交流センターで必要となる手続き等のお問い合わせ先】

府中町 町民生活部 住民課 電話(082)286-3151

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

マイ・フローラ南交流センター 電話(082)286-3251

〒735-0025 広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号

その他、転入の際に必要な手続き等には次の一覧のようなものがあります。

転入届を役場2階住民課に提出したときは、一覧の「役場窓口」で手続きをしてください。

また、マイ・フローラ南交流センターでは次の手続きが可能です。転入届をマイ・フローラ南交流センターに提出するときは、一覧の該当の「役場窓口」部分を「マイ・フローラ南交流センター」に読み替えてください。

【マイ・フローラ南交流センターで手続きができるもの】

- ・ 重度心身障害者医療の申請
- ・ 府中町の国民健康保険への加入手続き
- ・ 児童手当の申請
- ・ 子ども医療の申請
- ・ 身体障害者手帳の住所変更
- ・ 原爆被爆者健康手帳の住所変更
- ・ 上下水道料金の助成・減免の申請

【マイ・フローラ南交流センターで手続きできる申請のお問い合わせ先】

マイ・フローラ南交流センター 電話(082)286-3251

〒735-0025 広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号


※ 府中南交流センターにマイ・フローラ南交流センターの愛称がつけました。

転入の際に必要な手続き等

申請を行わないと手当等の給付が受けられない制度があります。必ずご自身でも確認をお願いします。(詳しくはそれぞれの担当課・係・担当へお問い合わせください。)

府中町公式ホームページ「町外からの転入に伴う手続き」▶



欄	各種制度等	手続方法等	担当課・係	役場窓口
<input type="checkbox"/>	広報紙について	<p>●府中町では、町の事業等に関する情報を掲載した「広報ふちゅう」を毎月1日に発行しています。広報紙は、お住まいの地域によって配布方法が異なります(町内会を通じて配布又ポスティング業者による配布)。配布方法については、政策企画課にお問い合わせください。役場のほか、次の施設にも置いています。◆くすのきプラザ◆図書館◆福寿館◆マイ・フローラ南交流センター◆府中北交流センター◆府中公民館◆府中南公民館◆つばき館(イオンモール広島府中内)等 ※府中町ホームページにも掲載。</p> <p>※毎月1日に府中町公式LINEにて配信しています。</p> 	政策企画課 秘書広報係 (286-3127)	3階
<input type="checkbox"/>	家庭ごみについて	<p>●ごみの分別区分は、冊子「家庭ごみの正しい出し方」でご確認ください。 ※冊子「家庭ごみの正しい出し方」は、町内の各公共施設に置いています。また、府中町ホームページにも掲載しています。</p> <p>●ごみは分別して、収集日当日、午前8時30分までに出してください。</p> <p>●ごみを出す場所(ごみステーション)は、町内会や近所の人にお尋ねください。</p> <p>●ごみに関するさまざまな情報をスマートフォンで確認できる「ふちゅうポータル(府中町ごみ分別アプリ)」を配信しています。</p>	環境センター (286-3266) 八幡四丁目1番1号	



☑欄	各種制度等	手続方法等	担当課・係	役場窓口
<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金について	●府中町に下水道事業受益者負担金を分割納付中の人、または徴収猶予を受けている人は、下水道課で手続きをしてください。	下水道課 業務係 (286-3189)	1階 ①番
<input type="checkbox"/>	井戸水等を使う人	●井戸水等(水道水以外の水)を使用する場合は、上水道とは別に手続きが必要です。転入届を提出した後、下水道課で手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	浄化槽を使う人	●新住所に浄化槽が設置してあり、浄化槽設置管理者となる場合は、下水道課で手続きをしてください。(浄化槽管理者は、各家庭では通常その世帯主になります)		
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている人	●転入届を提出した後、引っ越した日から30日以内に環境課で犬の登録事項の変更届を提出してください。[必要なもの] 犬の鑑札(以前登録していた自治体交付のもの)	環境課 環境衛生係 (286-3242)	1階 ⑫番
<input type="checkbox"/>	上下水道料金の助成・減免について	●転入届を提出した後、環境課で申請手続きをしてください。[必要なもの] 水道番号のわかるもの(領収書、ご使用水量のお知らせ等)、助成・減免の対象要件を証明するもの、以前の住所地の自治体が発行した住民税課税台帳記載事項証明書	保険年金課 年金福祉 医療係 (286-3154)	2階 ⑩番
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入中の人(国民年金第1号被保険者、国民年金任意被保険者)	●前住所地の自治体でも国民年金に加入していた人は、転入届が被保険者住所変更届を兼ねるので、保険年金課での手続きは必要ありません。 ※国外から転入した人は、保険年金課で手続きをしてください。 ※前住所地で国民年金加入前に転出した場合は、保険年金課で手続きをしてください。必要なものはあらかじめお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金を受給している人	●年金事務所へ住所変更届の提出が必要な場合があります。年金事務所へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療の資格確認書をお持ちの人	●県内の市区町から転入したときは、転入届の提出により10日前後で新しい住所に変更した後期高齢者医療資格確認書を新住所へ郵送します。 ●県外から転入するときは、転入届を提出した後、保険年金課でも手続きをしてください。[必要なもの] 前住所地の自治体が発行した負担区分証明書	保険年金課 国民健康 保険係 (286-3236)	2階 ⑨番
<input type="checkbox"/>	府中町の国民健康保険に加入する人	●前住所地で国民健康保険に加入していた人は、転入届の提出により府中町の資格情報のお知らせまたは資格確認書を新住所へ郵送します。 ※前住所地の国民健康保険に加入する前に転出した場合は、保険年金課で手続きをしてください。必要なものはあらかじめお問い合わせください。 ●病院や老人ホームなどの所在地に住所を変更する場合は、引き続き前住所地の国民健康保険の被保険者となることがあります。		
		●国民健康保険税額については、原則、転入届を提出した月の翌月に、新住所へ決定通知書を郵送します。 ●納税は、原則、口座振替です。振替手続きは、金融機関窓口またはWEBでお願いします。	税務課 町民税係 (286-3144)	4階 ③番
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車、小型特殊自動車をお持ちの人	●税務課で車両の住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] ナンバープレート(廃車済の場合は廃車申告受付書)、届出人の本人確認書類(運転免許証等)、車台番号がわかるもの(自賠責保険証明書等) ※軽自動車、二輪の小型自動車等は、裏面その他の軽自動車協会等へお問い合わせください。	税務課 収納係 (286-3142)	4階 ①番
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当について	●転入届を提出した後、福祉課で手帳の住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] 印鑑(朱肉を使うもの)、手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人)、個人番号確認書類、本人確認書類 ●障害福祉サービス、補装具・日常生活用具・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)、各種手当等については福祉課にお問い合わせください。	福祉課 障害者福祉係 (286-3161)	2階 ⑥番
<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療、重度精神障害者医療の申請について	●転入届を提出した後、引っ越した日から14日以内に福祉課で申請手続きをしてください。[必要なもの] 対象者の氏名が記載されている健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ、受給者と同居の人全員の個人番号確認書類、本人確認書類 ※重度心身障害者医療、重度精神障害者医療は他にも必要書類があるので、あらかじめ福祉課にお問い合わせください。 ●病院や老人ホームなどの所在地に住所を変更する場合は、引き続き前住所地の医療費助成の対象となることがあるので、福祉課にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	原爆被爆者健康手帳をお持ちの人について	●転入届を提出した後、福祉課で手帳の住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] 原爆被爆者健康手帳、健康管理手当等の手当の証書、振込先口座がわかるもの(通帳等)	福祉課 地域福祉係 (286-3162)	2階 ⑧番
<input type="checkbox"/>	介護保険証をお持ちの人	●転入届の提出により、新しい介護保険被保険者証を新住所へ郵送します。	高齢介護課 介護保険係 (286-3235) 介護認定係 (286-3233)	2階 ⑫番
<input type="checkbox"/>	要介護(要支援)の認定等を受けている人、または申請中の人	●転入届を提出した後、高齢介護課で手続きをしてください。 [必要なもの] 前住所地の自治体が発行した受給資格証明書(ある場合) ●高齢者施設や高齢者住宅の所在地に住所を変更する場合は、引き続き前住所地の介護保険の被保険者となる場合があるので、高齢介護課にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	高齢者在宅福祉サービスの利用を希望する人	●転入届を提出した後、高齢介護課で申請手続きをしてください。 (高齢者在宅福祉サービス=緊急通報システム・認知症予防オレンジサロン等)	高齢介護課 高齢者福祉係 (286-3256)	2階 ⑪番

☑欄	各種制度等	手続方法等	担当課・係	役場窓口
☐	高齢者予防接種	<p>●次の①～②にあてはまる人は、定期接種(接種費用の一部助成制度)の対象です。健康推進課までお問い合わせください。①65歳の人【高齢者肺炎球菌予防接種】②今年度65・70・75・80・85・90・95・100歳の人【带状疱疹予防接種】</p> <p>●インフルエンザ・新型コロナ予防接種は、65歳以上の人を対象に定期接種を行っています。10月号の広報ふちゅうをご確認ください。</p>	福寿館内 健康推進課 健康相談係 (286-3255)	
☐	認可保育所・認定こども園(保育部分)へ入所を希望する人	●転入届を提出した後、子育て支援課で入所の申込みをしてください。必要なものは家庭状況等によって異なるので、あらかじめ子育て支援課にお問い合わせください。	子育て支援課 保育係 (286-3168)	2階 ⑤番
☐	児童手当の申請について	<p>●転入届を提出した後、前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に子育て支援課で申請手続きをしてください。(申請が遅れると、遅れた期間の手当てを支給できない場合があります)</p> <p>[必要なもの]請求者名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)、請求者と配偶者の個人番号確認書類、本人確認書類</p> <p>※マイナポータルで事前登録した公金受取口座を利用する場合は、通帳等は不要です。</p> <p>※その他、状況に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。</p>		
☐	児童扶養手当の申請について	●転入届を提出した後、子育て支援課で申請手続きをしてください。必要なものは家庭状況等によって異なるので、あらかじめ子育て支援課にお問い合わせください。	子育て支援課 こども家庭係 (286-3163)	2階 ④番
☐	養育医療の申請について	●体重が少なめに生まれ入院治療している乳児等、受給資格がある場合は、転入届を提出した後、子育て支援課で申請手続きをしてください。 [必要なもの]乳児の氏名が記載されている健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ、申請者と同居の人全員の個人番号確認書類、本人確認書類		
☐	子ども医療、ひとり親家庭等医療の申請について	●転入届を提出した後、転入日から14日以内に子育て支援課で申請手続きをしてください。※申請が遅れた場合、申請日からの審査になります。 [必要なもの]申請者と同居の人全員の個人番号確認書類、本人確認書類 ※ひとり親家庭等医療は他にも必要書類があるので、あらかじめ子育て支援課にお問い合わせください。		
☐	小・中学生の学校の手続きについて	<p>●府中町の学校に転校するときは、転入届を提出した後、教育委員会で転入学の手続きをしてください。[必要なもの]通学していた学校が作成した転校に必要な書類(在学証明書、教科書給付証明書、氏名印等)、申出書の写し(転入届を提出した後にお渡します)</p> <p>●転入前の学校に引き続き通いたいときは、区域外就学の制度があります。転入前の自治体の教育委員会にお問い合わせください。 ※国公立・私立の小・中学校に在学しているときも教育委員会で手続きが必要です。</p>	くすのきプラザ内 教育委員会 学校教育課 児童生徒係 (286-3271) 本町一丁目10番15号	
☐	母子保健サービスについて	●親と子の健康等に関する相談や教室等の母子保健サービスを行っています。利用を希望する人は、子育て支援課にお問い合わせください。	福寿館内 子育て支援課 母子保健係 (286-3258)	浜田本町5番25号
☐	母子健康手帳について	●変更・交換は必要ありません。今お持ちの母子健康手帳の居住地を新しい居住地に書きかえてそのまま使ってください。	福寿館内 子育て支援課 母子保健係 (286-3258)	浜田本町5番25号
☐	妊産婦・乳児一般健康診査等受診票について	●妊産婦の人・乳児の保護者は、府中町の補助券等を交付するので、転入届を提出した後、子育て支援課で手続きをしてください。 [必要なもの]母子健康手帳、前住所地の自治体が発行した補助券等	福寿館内 健康推進課 健康相談係 (286-3255)	浜田本町5番25号
☐	予防接種について	<p>●小学校入学前までの乳幼児を対象にした予防接種に、未接種のものがあるときは町の予診票等を交付しますので転入届を提出した後、母子健康手帳をもって健康推進課へお越しください。</p> <p>●小学校入学後の年齢のお子さんを対象にした予防接種の予診票は、対象年齢になった年度の次の年度初めに住民票住所地に郵送します。</p>	福寿館内 健康推進課 健康相談係 (286-3255)	浜田本町5番25号
☐	がん検診・各種健康診査について	●がん検診・長寿(後期高齢者)健診・女性の一般健診・国民健康保険の特定健診・節目年齢歯科健診等の各種健診は、ホームページ等でお知らせしています。詳しくは健康推進課にお問い合わせください。	福寿館内 健康推進課 健康相談係 (286-3255)	浜田本町5番25号

その他

種 類	お 問 い 合 わ せ 先
上 水 道	広島市水道局引越お客さま受付センター(082-511-5959)

引越の際には、電気やガス、電話、テレビ等の手続も必要になります。各事業者に個別にお問い合わせください。